

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）の換地計画を令和四年八月十九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年八月二十九日から

令和四年九月二十六日まで

二 縦覧場所

深谷市役所